

証券コード 1417  
平成28年6月8日

株 主 各 位

東京都江東区豊洲五丁目6番36号  
株式会社ミライト・ホールディングス  
代表取締役社長 鈴木 正 俊

## 第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただくか、インターネットウェブサイト(<http://www.evotep.jp/>)よりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、平成28年6月27日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都江東区豊洲五丁目6番36号  
株式会社ミライト・ホールディングス 7階会議室  
(末尾に記載の会場案内図をご参照ください)
3. 目的事項
  - 報告事項
    - 1.第6期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2.第6期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)  
計算書類の内容報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 剰余金の処分の件
    - 第2号議案 取締役8名選任の件
    - 第3号議案 監査役2名選任の件
    - 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以 上

- ~~~~~
- (お 願 い) ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人より議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任するに限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- ・インターネットウェブサイトより議決権を行使される場合は、別途「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。
- ・当日会場では空調や照明などの節電を実施させていただく予定としております。ご不便、ご迷惑をおかけすることになりますが、ご了承くださいませようお願い申し上げます。また、当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただく予定としておりますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- (お知らせ) ・本招集ご通知添付書類および株主総会参考書類の内容について、修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト (<http://www.mirait.co.jp/>) にて修正の内容を開示いたします。
- ・本招集ご通知に添付して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.mirait.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」となります。
- ・株主総会終了後、株主の皆様との懇談の場を設けておりますので、お気軽にご出席いただきご意見などを賜りたく存じます。

<添付書類>

## 事業報告

(自 平成27年 4月 1日)  
(至 平成28年 3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

2015年度におけるわが国経済については、海外の経済情勢や原油価格下落などによる世界的な景気の下振れ懸念はあったものの、国内の企業収益や雇用環境は着実な改善傾向にあり、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

一方、情報通信分野においては、光コラボレーションモデルの登場やWi-Fiの拡大により、固定と移動、通信と放送の融合による多彩なサービスが拡大しつつあります。さらに、移動体通信分野においては、急増するトラフィックに対応するため、キャリアアプリケーションやアドオンセルなどの新技術による高速化に加え、新たな周波数帯でのサービス開始が今後計画されています。このような新たなサービスをベースに主要取引先である通信事業各社は、IoT時代におけるビジネスモデルの変革やグローバル化を進めております。

また、マイナンバー制度の導入、電力の小売自由化や環境・エネルギー問題、2020年に向けた社会インフラの再構築など、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しております。

当社グループは、このような事業環境の変化を積極的に捉え「総合エンジニアリング&サービス会社」として企業価値の向上と持続的な成長を図るため、事業領域の拡大と経営基盤の強化に努めてまいりました。

NTT事業においては、光工事が減少傾向のなか、設備運営業務や設備改善提案、土木事業の拡大に取り組む一方で、事務所統合や施工支援業務の集約などの効率的な事業運営体制の構築による利益確保に取り組みました。

マルチキャリア事業では、モバイル関連事業において効率的な施工体制による利益改善に努めたものの、基地局工事の減少などにより売上・利益ともに大幅に減少いたしました。

環境・社会イノベーション事業においては、太陽光発電設備工事、EV充電器設置工事は伸び悩んだものの、空調工事や蓄電池工事が拡大し、昨年10月にはオリックス(株)との共同出資会社(株)ミライト・エックスを設立いたしました。

ICTソリューション事業においては、PBX・LAN工事、Wi-Fi工事等の拡大や、ストックビジネス強化のためデータセンター事業の取り組み(平成29年度事業開始予定)を進めましたが、大型案件が少なく売上が減少したことに加え、ソフト開発で不採算案件が発生し工事損失引当金を27億1千1百万円計上いたしました。

一方では、グローバル市場におけるICT事業の拡大を目的としたシンガポール法人Lantrovision(S)Ltdの子会社化(平成28年度予定)に向けた契約締結、金融系ソフト事業強化を目的とした(株)トラストシステムの子会社化(平成28年4月1日株式取得)など、積極的にグループ事業の拡大に取り組みました。

当期の連結業績につきましては、モバイル関連事業の減少の影響が大きく、受注高は2,607億1千万円（前期比11.2%減）、売上高は2,695億3千7百万円（前期比5.0%減）と減収となりました。損益面につきましては、売上高減少に加え、ソフト開発での不採算案件に対する工事損失引当金を計上したこと等により、営業利益は61億2千7百万円（前期比56.7%減）、経常利益は67億3千5百万円（前期比54.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は36億3千1百万円（前期比67.3%減）と大幅な減益となりました。

#### [ミライトの業績]

ミライトは、「総合エンジニアリング&サービス会社」として、サービスの多様化・高度化に向けたあらゆるネットワークの構築・整備に積極的に取り組みました。

NTT事業においては、成長分野への人員シフトを進めるとともに、事務所統合を実施するなど、生産性向上と事業効率化に取り組みました。

マルチキャリア事業では、モバイル関連事業において効率的な施工体制による利益改善に努めたものの、基地局工事の減少などにより売上・利益ともに大幅に減少いたしました。

環境・社会イノベーション事業においては、太陽光発電設備の構築など新エネルギー分野の開拓を継続するとともに、昨年10月には住宅市場における太陽光＋蓄電池分野の開拓に向け、オリックス(株)との共同出資会社(株)ミライト・エックスを設立いたしました。

ICTソリューション事業においては、ソフトウェア開発で発生した不採算案件の収束に努める一方、金融分野に強いソフトウェア開発会社の(株)トラストシステムを子会社化（平成28年4月1日株式取得）し、事業領域の拡大を図りました。さらに、ホテル宿泊者向け情報提供サービス「ee-TaB\*（イータブ・プラス）」の拡大や公衆Wi-Fi機能付きデジタル情報スタンド「PONTANA（ぽん棚）」の開発など新規事業領域の開拓に積極的に取り組みました。

当期の連結業績につきましては、モバイル関連事業の減少やソフト開発での不採算案件の影響が大きく、受注高は1,735億9千4百万円（前期比8.6%減）、売上高は1,788億2千6百万円（前期比4.9%減）、営業利益は45億3千万円（前期比60.5%減）となりました。

### [ミライト・テクノロジーズの業績]

ミライト・テクノロジーズは、安全の確保、品質の向上、コンプライアンスを全てに優先させつつ、NTT事業においては、光工事が減少傾向のなか、設備運営業務の拡大、電柱更改工事や保全提案・提案営業の推進を図るとともに、事務所統合による生産性向上や新規分野への事業展開に要する資格取得の促進により、利益確保に努めました。

マルチキャリア事業においては、モバイルキャリアの設備投資の減少に伴い、人材シフト、業務の内製化、マルチタスク化や業務支援システムの活用による利益創出に取り組むとともに、提案営業による保全業務、伝送網構築やCATV関連の工事の拡大に努めました。また、グローバル展開においては、経済成長が著しいミャンマーにMIRAIT Technologies Myanmar Co.,Ltd.を発足させ、アジア・パシフィック地域への事業拡大を図りました。

環境・社会イノベーション事業においては、太陽光発電設備工事の進捗遅れが大きく影響し売上が減少しました。

ICTソリューション事業においては、ベースとなるPBX・LANの通信設備工事やサーバ工事などを積み重ね、ソフト、Wi-Fi、LED、ビル・オフィスエネルギー、オペレーションなど新規事業の開拓に努めました。

当期の連結業績につきましては、受注高は964億2千8百万円（前期比16.3%減）、売上高は1,007億2千5百万円（前期比6.1%減）、営業利益は15億6千3百万円（前期比34.7%減）となりました。

### [当社（持株会社）の業績]

当社は、持株会社として、グループの経営戦略などの企画機能や、財務・IR・総務機能等を担っていることなどから、2事業会社から経営管理料及び受取配当金を受領し、グループの経営管理や事業戦略の推進等を実施してまいりました。その結果、営業収益は43億3千1百万円（前期比0.5%減）、営業利益は26億6千1百万円（前期比2.5%減）となりました。

#### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は37億3千4百万円であります。その主なものは、技術センタの整備を目的とした建物・構築物の取得によるものであります。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、主要な設備投資に充当するための増資あるいは社債等の重要な資金調達は行っておりません。

なお、当社は、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を導入し、グループ内資金を一元的に管理し、効率的に運営しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は転換期を迎えております。情報通信分野においては、固定と移動、通信と放送の融合による多彩なサービスが拡大しつつあります。また、移動体通信においては、キャリアアグリゲーションやアドオンセル等新しい通信技術の導入や新たな周波数帯でのサービス開始などが期待されています。

加えて、当社グループの主たる取引先である通信事業各社は、IoT時代におけるビジネスモデルの変革やグローバル化を進めております。

さらに、電力・ガスの小売自由化、新エネルギーの多様化などエネルギー環境の変化や、2020年に向けた社会インフラの再構築などに加え、IoT時代に向けたクラウド、オフィスソリューションに対する需要の高まり等が社会イノベーションの動きとなり、新たな成長市場を生み出しております。

このように当社グループを取り巻く環境が大きく変化していくなか、当社グループはソリューション提案力を強化し、クラウド、ストックビジネス、環境・エネルギー、グローバルなど多くの成長分野を積極的に拡大する必要があります。

一方、NTT事業においては光工事の減少に対応するため、生産性向上・業務の効率化に継続して取り組む必要があり、また、モバイル関連事業においても、工事の小規模・大量化に対応するため、さらなるコスト削減と施工効率の向上を図る必要があります。

このような状況のもと、当社グループは「総合エンジニアリング&サービス会社」として企業価値の向上を図るため、次のような課題に重点的に取り組み、基本戦略である事業ポートフォリオの構造転換を継続し、業績回復を実現してまいります。

##### ①事業運営の強化

- ・積極的に事業領域を開拓し売上高を拡大
- ・施工管理の徹底と効率化の推進による利益率の向上
- ・選択と集中による競争力の強化

##### ②経営基盤の強化

- ・グループ一体となった収益力の強化（連結対象利益の向上）
- ・新たな事業におけるグループ連携の拡大（営業力・機動力・総合エンジニアリング力の強化）
- ・人材育成の強化（電気系、土木系、情報系などの資格者／マルチ技術者）

##### ③企業文化の変革

- ・KAIZEN活動を継続的に推進し、現場力を高め「安全」と「品質」を再確立
- ・事業環境の変化に負けない骨太な体質とチャレンジ精神の醸成
- ・グループ内のコミュニケーションと情報共有の促進によるチーム力の向上
- ・環境の取り組みに重点をおいたCSR推進、ミライトブランドの確立

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 3 期 平成25年 3月期	第 4 期 平成26年 3月期	第 5 期 平成27年 3月期	第 6 期 平成28年 3月期 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	278,168	282,026	293,690	260,710
売 上 高 (百万円)	271,018	277,720	283,747	269,537
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,200	7,186	11,108	3,631
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	50.97	87.30	136.58	44.65
総 資 産 額 (百万円)	172,756	175,992	192,700	194,978
純 資 産 額 (百万円)	106,630	114,173	126,184	126,599
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,257.67	1,362.61	1,510.59	1,511.74

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
株 式 会 社 ミ ラ イ ト	5,610	100.0	情報通信エンジニアリング 事業・電気設備工事業
株 式 会 社 ミ ラ イ ト ・ テ ク ノ ロ ジ ー ズ	3,804	100.0	情報通信エンジニアリング 事業・電気設備工事業

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社を含む35社であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
株 式 会 社 ミ ラ イ ト	東京都江東区豊洲 5-6-36	46,106	91,063
株 式 会 社 ミ ラ イ ト ・ テ ク ノ ロ ジ ー ズ	大阪市西区江戸堀 3-3-15	18,848	

(7) 主要な事業内容

当社グループは「総合エンジニアリング&サービス会社」の実現を目指して、情報通信エンジニアリングを中心として以下のような事業活動を展開しております。

事業種別	内容
N T T 事業	・NTTのパートナー会社として、光ファイバー網構築、IPネットワーク・NGNなどの通信インフラ設備の調査・設計・建設・保守・運用
マルチキャリア事業	・移動体通信の基地局、LTE・WiMAXなどの各種モバイル設備の設計・折衝・建設・試験・調査・保守・運用 ・NCC向け固定通信設備、CATV工事、グローバル等
環境・社会イノベーション事業	・環境・新エネルギー関連の設計・建設・保守・運用 ・電気設備・空調設備等の設計・建設・保守・運用 ・CCBOX等の土木工事
ICTソリューション事業	・情報通信システム（ソフトウェア）の開発・運用・保守 ・情報通信システム（クラウド・オフィスソリューション・Wi-Fi・放送波等）の設計・工事・保守 ・通信機器、ネットワーク関連商品等の販売 ・ネットワーク技術者等の派遣

(8) 主要な営業所及び拠点

株式会社ミライト・ホールディングス（当社）		東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株式会社ミライト（子会社）	本社	東京都江東区
	支店	北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、福島支店（郡山市）、栃木支店（栃木市）、茨城支店（水戸市）、千葉支店（千葉市）、神奈川支店（横浜市）、信越支店（長野市）、東海支店（名古屋市）、北陸支店（金沢市）、西日本支店（大阪市）、京都支店（京都市）、兵庫支店（神戸市）、中国支店（広島市）、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）、沖縄支店（那覇市）
株式会社ミライト・テクノロジーズ（子会社）	本社	大阪市
	支店	群馬支店（高崎市）、埼玉支店（さいたま市）、東京支店（東京都江東区）、京都支店（京都市）、大阪支店（大阪市）、兵庫支店（神戸市）、奈良支店（橿原市）、和歌山支店（岩出市）、九州支店（福岡市）、沖縄支店（那覇市）



(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
ミ ラ イ ト	4,333 名
ミ ラ イ ト ・ テ ク ノ ロ ジ ー ズ	2,860
当 社	102
合 計	7,295

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
102 名	3 名増	41.2 歳	15.1 年

(注) 従業員数は、主として当社の連結子会社からの出向者で構成され、平均勤続年数の算定にあたっては、当該会社の勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 330,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 85,381,866株
- (3) 株 主 数 24,056名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
住 友 電 気 工 業 株 式 会 社	16,236千株	19.96%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,136	3.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,759	3.39
住 友 電 設 株 式 会 社	2,488	3.06
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	2,113	2.60
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,675	2.06
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,355	1.67
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	1,337	1.64
ミライト・ホールディングス従業員持株会	1,259	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,247	1.53

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (4,050,696株) を控除して計算しております。  
2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木正俊	財務部長 兼エムズ・ブレインセンタ所長兼財務サポート部長 総務人事部長 兼エムズ・ブレインセンタ総務人事サポート部長 経営戦略部長 新ビジネス推進室長	株式会社ミライト 代表取締役社長
代表取締役副社長	高畠宏一		株式会社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役社長
取締役	吉村辰久		株式会社ミライト 代表取締役
取締役	桐山学		
取締役	十河政史		
取締役	小暮啓史		Mirait Singapore Pte.Ltd. マネージングディレクター
取締役	坂下啓輔		株式会社ミライト・テクノロジーズ 取締役
取締役	木村正治		国立研究開発法人国立成育医療研究センター 理事
取締役	海老沼英次		田辺総合法律事務所 パートナー 上智大学法科大学院 非常勤講師 虎の門病院 治験審査委員会委員
取締役	高江洲文雄		株式会社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役会長
取締役相談役	八木橋五郎		株式会社ミライト 取締役相談役
常勤監査役	田中信義		
常勤監査役	松尾正男		
監査役	児玉結介	株式会社ミライト・テクノロジーズ 常勤監査役	
監査役	大工舎宏	株式会社アットストリーム 代表取締役 株式会社ヴァイナス 監査役 大研医器株式会社 監査役	

- (注) 1. 平成27年6月25日開催の第5回定時株主総会において、坂下啓輔氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役木村正治、海老沼英次の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役松尾正男氏及び監査役大工舎宏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役大工舎宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任日	退任時の担当及び重要な兼職の状況
取締役	得井慶昌	平成27年6月11日付 辞任	新ビジネス推進室長 株式会社ミライト・テクノロジーズ 取締役

6. 当事業年度中に取締役の地位・担当及び重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	年月日	変更前	変更後
八木橋 五郎	平成27年6月19日付	取締役会長兼株式会社ミライト 取締役会長	取締役会長兼株式会社ミライト 取締役相談役
	平成27年6月25日付	取締役会長兼株式会社ミライト 取締役相談役	取締役相談役兼株式会社ミライト 取締役相談役
高江洲 文雄	平成27年6月19日付	代表取締役副社長兼株式会社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役社長	代表取締役副社長兼株式会社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役会長
	平成27年6月25日付	代表取締役副社長兼株式会社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役会長	取締役兼株式会社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役会長
高 島 宏 一	平成27年6月19日付	代表取締役副社長兼株式会社ミライト 取締役兼株式会社ミライト・テクノロジーズ 取締役	代表取締役副社長兼株式会社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役社長
十 河 政 史	平成27年6月19日付	取締役総務人事部長兼エムズ・ブレインセンタ総務人事サポート部長兼株式会社ミライト 取締役	取締役総務人事部長兼エムズ・ブレインセンタ総務人事サポート部長
小 暮 啓 史	平成27年6月19日付	取締役経営戦略部長兼株式会社ミライト 取締役	取締役経営戦略部長
	平成27年11月12日付	取締役経営戦略部長	取締役経営戦略部長兼 Mirait Singapore Pte.Ltd. マネージングディレクター

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

①当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	12名 (2名)	136百万円 (9百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	48百万円 (24百万円)
合計 (うち社外役員)	16名 (4名)	184百万円 (33百万円)

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬等の総額は、平成23年6月28日開催の第1回定時株主総会において取締役の報酬等を年額3億円以内（うち、社外取締役の報酬等を年額3千万円以内）、監査役の報酬等を年額7千万円以内、また、取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものと決議いただいております。
2. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は含まれておりません。
3. 上記の取締役の支給人員及び支給額には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。

②社外役員が当社子会社から受けた役員報酬等の額

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 木村正治氏は、国立研究開発法人国立成育医療研究センターの理事を兼任しておりますが、当社と国立研究開発法人国立成育医療研究センターとの間に重要な取引等はありません。
- ・取締役 海老沼英次氏は、田辺総合法律事務所のパートナー及び上智大学法科大学院の非常勤講師、虎の門病院の治験審査委員会委員を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。
- ・監査役 大工舎宏氏は、株式会社アットストリームの代表取締役及び株式会社ヴァイナスの監査役、大研医器株式会社の監査役を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	木村 正治	取締役会16回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。
社外取締役	海老沼 英次	取締役会16回全てに出席しており、弁護士としての経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。
社外監査役	松尾 正男	取締役会16回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。また、監査役会13回全てに出席しており、職務の分担に従い実施した監査について報告するとともに他の監査役が行った監査等について適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から発言しております。
社外監査役	大工舎 宏	取締役会16回のうち14回に出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。また、監査役会13回のうち12回に出席しており、職務の分担に従い実施した監査について報告するとともに他の監査役が行った監査等について適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から発言しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14百万円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	80百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人より説明を受けた当事業年度の会計監査計画における監査日数や人員配置などの内容、会計監査人の監査の遂行状況の相当性の判断を始めとした前事業年度の監査実績の検証と評価、報酬の前提となる見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上表の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定内容の議案を株主総会に提出することとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は次のとおりであり、継続的に改善・向上に努めております。

- ①当社及びその子会社から成る企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア)当社は、当社及びその子会社から成る企業集団(以下、企業集団という)全体の役員、従業員を含めた行動規範としての行動指針を定め企業集団の全ての役員、従業員に周知し、その行動を規律する。

また、取締役に関しては、「取締役会規程」等により、その適切な運営を確保するとともに、意思疎通を円滑化し、相互の業務執行を監視するほか、重要な事項に関しては、外部専門家(顧問弁護士等)の意見、助言を受ける等により、法令・定款違反行為の未然防止及び経営機能に対する監督強化を図る。

なお、取締役が他の取締役による法令・定款違反に疑義のある事実を発見した場合は、速やかに監査役会及び取締役会に報告し、違反行為の未然防止又はその是正を図る。

(イ)当社は、企業倫理憲章等において、反社会的勢力とは、断固として対決し、毅然とした態度で対応することを掲げ、関係排除に取り組むものとする。

(ウ)代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、企業集団各社が推進者等を配置し、コンプライアンス意識の浸透・維持・確立を図る。

(エ)財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守して、整備・評価・是正を行なうことにより適正な内部統制システムを構築する。

(オ)企業集団各社は、より風通しの良い企業風土の醸成を期し、企業ヘルプライン(申告・相談窓口)を開設し、適切な情報伝達の整備・運用を図る。

(カ)法令等遵守体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を強化するため、内部監査部門を拡充し、適切な監査業務を確保する。その評価結果については、社長及び監査役等へ報告する。

- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、適正かつ効率的な業務運営に資することを基本とし、以下の取り組みを行う。

(a)文書(電磁的記録を含む。以下「文書」という。)及びその他の情報の保存・管理について必要事項を定めた、「文書取扱規程」、「情報セキュリティ管理規程」等を制定する。

(b)文書の保存(保管)期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書取扱規程」に各文書の種類毎に定める。

(イ)文書等について、取締役又は監査役から閲覧要請があった場合、速やかに当該文書等を提出する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア)リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定する。
- (イ)代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の実効性を確保する。
- (ウ)業務監査室は、リスク管理体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を実施する。その評価結果については、社長及び監査役等へ報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則、毎月1回定期的に開催し、特に法令又は定款に定める事項の他、経営に関する重要事項について関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に則り、審議の決定及び報告を行う。
- (イ)取締役への業務委嘱については、組織の構成と業務範囲等を定めた「組織・業務分掌規程」及び責任・権限等を定めた「責任規程」等の社内規程に基づき、適切な責任分担による組織運営の徹底、効率的な業務運営を図る。
- (ウ)取締役会において、独立した立場にある社外取締役の職務執行等が効率的に行なわれるようにし、他の取締役の職務執行に対する監視機能の強化を図る。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団の会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、企業集団が適正な事業運営を行い、その成長・発展に資するため、以下の取り組みを行う。

- (a)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制整備
- (b)子会社の損失の危険の管理体制、危険発生時における当社への連絡体制の整備
- (c)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制整備
- (d)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から要請された場合は、監査役補助者を配置することとする。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者を配置する場合は、補助者の任命、解任、人事異動等の人事面等に関する規程を定め、その独立性を確保する。

⑧前⑥号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者を配置する場合、監査役補助者を、監査役の指揮命令下に置くものとする。



- ⑨当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制  
(ア)当社の取締役及び使用人は、企業集団の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、監査役へ速やかに報告する。  
(イ)前(ア)に拘らず、監査役は必要に応じ、いつでも取締役等に対して報告を求めることができる。
- ⑩子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制  
(ア)子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、当社の監査役へ速やかに報告する。  
(イ)前(ア)に拘らず、当社の監査役は必要に応じ、いつでも子会社の取締役等に対して報告を求めることができる。
- ⑪前⑨号及び⑩号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
前⑨号及び⑩号により報告をした者が、報告をしたことを理由として、何ら不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ⑫監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役職務の執行について生じた費用及び債務については、当社が適正に支払処理を行う。
- ⑬その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保する体制  
(ア)監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するほか、必要により説明を求めた場合は、取締役等は速やかに対応する。  
(イ)監査役は、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握するため、主要な会議へ出席する。  
(ウ)監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門と定期的、随時に意見及び情報交換を行い、意思疎通を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、前記の体制に則った運用を実施しており、当事業年度における主な取組みは次のとおりです。

### ①職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取組みの状況

従来より、企業文化を形成するための基礎である「経営の基本理念」「行動指針」と合わせ、企業倫理に関する基本方針と具体的行動指針をまとめた「企業倫理憲章」を「ミライトWAY」として体系化し、企業集団の全役員、全従業員に周知徹底しております。

また、「コンプライアンス規程」により当社のコンプライアンス推進活動に関わる基本的事項を定めるとともに、全ての役員、従業員を対象として、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取組んでおります。

「コンプライアンス委員会」においては、企業集団内の個別課題について審議するとともにコンプライアンス推進活動の進捗状況を管理しており、当事業年度は3回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、コンプライアンス推進活動の実効性を確認しております。

### ②損失の危険の管理に関する取組みの状況

「リスク管理規程」により、企業集団としてリスク管理についての基本方針及び推進体制を定め、様々なリスクに対して的確に対応するとともに、「リスク管理委員会」においては、企業集団内の個別事案について審議することとしており、当事業年度は3回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、リスク管理の実効性を確認しております。

### ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況

取締役会は「取締役会規程」に基づき毎月1回の他、必要に応じて随時開催しており、当事業年度は16回開催しています。

また、取締役会においては、社内規程に基づき取締役会に付議すべき事案はすべて審議され、各事案について活発な意見交換がなされるとともに、四半期毎に各取締役の職務執行状況についても報告されております。

### ④企業集団における業務の適正を確保するための取組みの状況

当事業年度において「子会社管理規程」等を定めて、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備を図るとともに、その運用状況の報告を受けることとしました。また、企業集団全体に大きな影響を及ぼす重要な案件については子会社から報告、協議を受けてその管理を行うこととしております。

また、企業集団における内部通報制度を整備し、問題が生じた場合の直接把握と早期対処を図るとともに、「コンプライアンス委員会」に報告しております。

⑤内部監査の取組みの状況

内部監査部門は内部監査計画に基づき、企業集団の全組織、全子会社を対象として内部監査を実施し、業務の適正性についてモニタリングしております。また、その結果については取締役会等に報告しております。

⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保する取組みの状況

監査役は、稟議書等を常時閲覧するほか、取締役会及び各種委員会等に出席し、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握しております。また、監査役と代表取締役社長、会計監査人等が意見交換を行うことにより意思疎通を図り、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

---

(注)本事業報告中の記載金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	137,112	流動負債	55,511
現金預金	30,284	支払手形	516
受取手形	2,140	工事未払金	38,154
完成工事未収入金	77,033	1年内返済予定の長期借入金	20
売掛金	2,984	未払金	2,284
未成工事支出金	17,281	未払法人税等	1,028
繰延税金資産	3,451	未成工事受入金	2,225
前払費用	525	工事損失引当金	3,330
未収入金	1,347	賞与引当金	4,164
その他	2,107	役員賞与引当金	71
貸倒引当金	△43	完成工事補償引当金	11
		その他	3,703
固定資産	57,865	固定負債	12,866
有形固定資産	31,730	長期借入金	15
建物及び構築物	22,611	繰延税金負債	2,810
機械、運搬具及び器具備品	9,762	再評価に係る繰延税金負債	41
土地	18,397	役員退職慰労引当金	59
リース資産	690	退職給付に係る負債	8,508
建設仮勘定	322	資産除去債務	78
減価償却累計額	△20,053	長期未払金	939
無形固定資産	2,097	その他	413
のれん	159		
ソフトウェア	1,841	負債合計	68,378
その他	96	純資産の部	
投資その他の資産	24,036	株主資本	118,997
投資有価証券	19,927	資本金	7,000
長期貸付金	8	資本剰余金	25,936
退職給付に係る資産	984	利益剰余金	88,691
繰延税金資産	785	自己株式	△2,630
敷金及び保証金	1,139	その他の包括利益累計額	3,952
その他	1,304	その他有価証券評価差額金	3,786
貸倒引当金	△113	繰延ヘッジ損益	65
		土地再評価差額金	△98
		為替換算調整勘定	3
		退職給付に係る調整累計額	195
		非支配株主持分	3,649
		純資産合計	126,599
資産合計	194,978	負債・純資産合計	194,978

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

# 連結損益計算書

(自 平成27年 4月 1日)  
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		269,537
完 成 工 事 原 価		243,648
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		25,889
営 業 外 利 収 入		19,761
受 取 配 当 息 金	42	6,127
受 取 配 当 返 戻 利 益	408	
保 持 分 法 解 約 返 戻 利 益	146	
そ の 他	105	
営 業 外 費 用	178	881
支 払 手 数	3	
支 払 替 手 数	35	
為 替 差 額	171	
貸 倒 引 当 金 繰 入	27	
そ の 他	34	
特 別 常 利 益		273
特 別 常 利 益		6,735
固 定 資 産 売 却 益	2	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	65	
そ の 他	0	68
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	23	
投 資 有 価 証 券 除 却 損	110	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	2	
そ の 他	47	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	95	279
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,884	6,524
法 人 税 等 調 整	△388	2,495
当 期 純 利 益		4,029
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		397
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		3,631

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	25,974	流動負債	25,953
現金預金	22,946	未払金	306
短期貸付金	799	未払法人税等	8
前払費用	13	未払消費税等	0
繰延税金資産	9	預り金	25,479
未収入金	1,493	その他	157
その他	712		
固定資産	65,088		
有形固定資産	56	負債合計	25,953
建物	43	純資産の部	
備品	12	株主資本	65,043
無形固定資産	7	資本金	7,000
ソフトウェア	6	資本剰余金	57,101
その他	1	資本準備金	2,000
投資その他の資産	65,025	その他資本剰余金	55,101
関係会社株式	64,972	利益剰余金	3,533
敷金及び保証金	52	その他利益剰余金	3,533
その他	0	繰越利益剰余金	3,533
		自己株式	△2,590
		評価・換算差額等	65
		繰延ヘッジ損益	65
		純資産合計	65,109
資産合計	91,063	負債・純資産合計	91,063

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日  
至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
経 営 管 理 料	1,655	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	2,676	4,331
営 業 費 用		
一 般 管 理 費		1,669
営 業 利 益		2,661
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17	
未 払 配 当 金 除 斥 益	4	
そ の 他	10	32
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15	
支 払 手 数 料	35	50
経 常 利 益		2,643
特 別 損 失	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		2,642
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12	
法 人 税 等 調 整 額	0	13
当 期 純 利 益		2,629

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

株式会社ミライト・ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永井 勝 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金井 沢治 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 春山 直輝 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミライト・ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミライト・ホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記の2.に記載されているとおり、会社は平成28年4月26日開催の取締役会において、Mirait Singapore Pte.Ltd.への増資を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

株式会社ミライト・ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 永井 勝 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金井 沢治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春山 直輝 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミライト・ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年4月26日開催の取締役会において、Mirait Singapore Pte.Ltd.への増資を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に則って、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

株式会社ミライト・ホールディングス 監査役会

常勤監査役 田中 信義 ㊟

常勤監査役 松尾 正男 ㊟  
(社外監査役)

監査役 児玉 結介 ㊟

監査役 大工舎 宏 ㊟  
(社外監査役)

以 上

# 株主総会参考書類

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告  
書

株主  
総会  
参考  
書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績や配当性向などにも配慮しつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。また、内部留保資金は、今後の財務体質の強化と企業価値を高めるための事業展開に活用することとしております。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。  
これにより中間配当金1株当たり15円を含めた年間配当金は1株当たり30円となります。

### 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき15円といたしたいと存じます。  
この場合の配当総額は1,219,967,550円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日といたしたく存じます。

**第2号議案** 取締役8名選任の件

取締役11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
①	<p style="text-align: center;">すずき まさとし 鈴木 正俊 (昭和26年10月30日生)</p>	<p>平成14年7月 東日本電信電話株式会社宮城支店長                      平成16年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現 株式会社NTTドコモ）取締役広報部長                      平成19年6月 同社取締役常務執行役員人事育成部長                      平成20年6月 同社代表取締役副社長国際事業本部長                      平成20年7月 同社代表取締役副社長国際、コーポレート担当                      平成24年6月 当社代表取締役副社長                      大明株式会社（現 株式会社ミライト）代表取締役副社長                      平成24年10月 当社代表取締役社長（現在）                      株式会社ミライト代表取締役社長（現在）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕                      株式会社ミライト代表取締役社長</p>	24,812株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      鈴木正俊氏は、豊富な経営経験を基に当社および株式会社ミライトの社長としてグループ全体の経営を統括する立場で、各種会議等で積極的な発言、提言等を行いグループ事業の推進をリードしております。当社は同氏の優れた人格・見識と高い経営能力を活かすため、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
②	<p style="text-align: center;">たか はたけ こう いち 高 畠 宏 一 (昭和30年5月9日生)</p>	<p>平成14年 5 月 西日本電信電話株式会社熊本支店長  平成19年 6 月 同社取締役サービスマネジメント部長  平成20年 6 月 同社取締役ネットワーク部長  平成23年 6 月 同社常務取締役ネットワーク部長  平成24年 6 月 同社代表取締役副社長設備本部長  平成26年 6 月 当社代表取締役副社長（現在）  株式会社ミライト取締役  株式会社ミライト・テクノロジーズ取締役  平成27年 6 月 株式会社ミライト・テクノロジーズ代表取締  役社長（現在）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕  株式会社ミライト・テクノロジーズ代表取締役社長</p>	11,194株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  高畠宏一氏は、豊富な経営経験を基に当社の副社長および株式会社ミライト・テクノロジーズの社長としてグループ全体の経営および安全品質とK A I Z E N推進を統括する立場で、各種会議等で積極的な発言、提言等を行っております。当社は同氏の優れた人格・見識と高い経営能力を活かすため、引き続き取締役候補者としております。</p>			

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告書

株主  
総会  
参考  
書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
③	きり やま まなぶ 桐 山 学 (昭和31年11月26日生)	平成19年 6 月 東日本電信電話株式会社財務部長 平成21年 7 月 大明株式会社（現 株式会社ミライト）経営 管理本部経営企画部長兼リスク管理本部コン プライアンス推進室長 平成22年 6 月 同社執行役員経営管理本部経営企画部長兼リ スク管理本部コンプライアンス推進室長 平成22年10月 当社執行役員財務部長 平成23年10月 当社執行役員財務部長兼エムズ・ブレインセ ンタ財務サポート部長 平成24年 6 月 当社取締役常務執行役員財務部長兼エムズ・ ブレインセンタ財務サポート部長 平成24年10月 当社取締役常務執行役員財務部長兼エムズ・ ブレインセンタ所長兼財務サポート部長（現 在）	13,251株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 桐山学氏は、豊富な経営経験を基に財務分野の責任者としてグループ全体の財務戦略の観点から各種会議等で積極的な発言、提言等を行っております。当社は同氏の優れた人格・見識と高い経営能力を活かすため、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
④	坂下 啓輔 (昭和31年2月4日生)	平成22年7月 株式会社エヌ・ティ・ティ ネットワーク本部長 平成25年6月 株式会社ミライト・テクノロジーズ執行役員ネットワーク事業本部副本部長 平成26年2月 同社執行役員ソリューション事業本部ソリューション推進部長 平成26年6月 同社取締役常務執行役員ソリューション事業本部ソリューション推進部長 平成26年7月 同社取締役常務執行役員テクニカル・イノベーション本部長 平成27年6月 当社取締役常務執行役員新ビジネス推進室長(現在) 平成27年11月 株式会社ミライト・テクノロジーズ取締役常務執行役員ソリューション事業本部アライアンス推進室長 平成28年1月 同社取締役常務執行役員アライアンス推進本部長兼アライアンス推進部長(現在)	2,596株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 坂下啓輔氏は、豊富な経営経験を基に新規ビジネス分野における責任者としてグループ全体のマーケティング、ビジネス開発等の成長戦略の観点から各種会議等で積極的な発言、提言等を行っております。当社は同氏の優れた人格・見識と高い経営能力を活かすため、引き続き取締役候補者としております。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
⑤	<p style="text-align: center;">はら りゅう いち ※ 原 隆 一 (昭和31年10月1日生)</p>	<p>平成22年 6 月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式 会社取締役ビジネスネットワークサービス事業 部長</p> <p>平成23年 8 月 同社取締役ネットワークサービス事業部長</p> <p>平成26年 6 月 株式会社ミライト常務執行役員ソリューション 事業本部副本部長</p> <p>平成26年 7 月 同社常務執行役員ソリューション事業本部副本 部長兼社会インフラ営業本部長兼W i - F i &amp; ソリューション事業推進室長</p> <p>平成27年 6 月 同社取締役常務執行役員モバイルコミュニケー ション事業本部長兼ソリューション事業本部W i - F i &amp; ソリューション事業推進室長 (現 在)</p>	2,423株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 原隆一氏は、豊富な経営経験を基に株式会社ミライトにおけるモバイルやソリューション分野の責任者として事業推進に貢献しております。今後は、当社において同氏の優れた人格・見識と高い経営能力を活かすため、取締役候補者としております。</p>			
⑥	<p style="text-align: center;">やま もと やす ひろ ※ 山 本 康 裕 (昭和34年1月9日生)</p>	<p>平成14年 7 月 日本電信電話株式会社第五部門担当部長</p> <p>平成20年 8 月 東日本電信電話株式会社北海道支店長</p> <p>平成23年 6 月 同社ビジネス&amp;オフィス事業推進本部ビジネス 営業部長</p> <p>平成24年 6 月 同社取締役ビジネス&amp;オフィス事業推進本部副 本部長</p> <p>平成25年 7 月 同社取締役ビジネス&amp;オフィス営業推進本部副 本部長兼ビジネス営業部長 (現在)</p>	2,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 山本康裕氏は、日本電信電話株式会社および東日本電信電話株式会社の事業運営において、各分野にわたる豊富な経験を有することから、その知見、見識に期待しております。当社は今後、同氏の優れた人格・見識と高い経営能力を活かすため、取締役候補者としております。</p>			



候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
⑦	きむら まさはる <b>木村 正治</b> (昭和23年1月5日生)	平成12年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社常務取締役 Asia Pacific e-ビジネスソリューション担当 平成13年1月 同社常務取締役バイスプレジデント Asia Pacific流通事業担当 平成14年10月 アイ・ビー・エム ビジネスコンサルティング サービス株式会社 (現 日本アイ・ビー・エ ム株式会社) 代表取締役社長 平成16年6月 日本アイ・ビー・エム株式会社常務執行役ソ ニーエンタープライズ事業部長 平成19年6月 株式会社アッカ・ネットワークス (現 ソフ トバンク株式会社) 代表取締役社長 平成22年4月 独立行政法人国立成育医療研究センター (現 国立研究開発法人国立成育医療研究センター) 理事 (現在) 平成26年6月 当社取締役 (現在)	0株
<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 木村正治氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社などIT企業における経営者としての豊富な経験をもって客観的視点から取締役会等で積極的な発言、提言等を行っております。その知見、見識は経営の監視を遂行するに適任であり、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化のため、引き続き社外取締役候補者としております。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
⑧	えびぬま えいじ 海老沼 英次 (昭和32年7月3日生)	平成14年4月 株式会社みずほ銀行人事部企画チーム次長 平成15年4月 株式会社オリンピック社長室長兼総合企画室長 平成20年12月 弁護士登録 平成22年4月 上智大学法科大学院非常勤講師（現在） 平成25年1月 田辺総合法律事務所パートナー（現在） 平成26年4月 虎の門病院治験審査委員会委員（現在） 平成26年6月 当社取締役（現在）	0株
<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 海老沼英次氏は、株式会社みずほ銀行等の要職を歴任されるとともに、弁護士としての豊富な経験をもって、法的観点から客観的視点から取締役会等で積極的な発言、提言等を行っております。その知見、見識は経営の監視を遂行するに適任であり、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化のため、引き続き社外取締役候補者としております。			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。  
 2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 3. 原隆一氏は、平成28年6月24日に開催予定の株式会社ミライトの定時株主総会において、同社の取締役を退任する予定であります。  
 4. 山本康裕氏は、平成28年6月17日に開催予定の東日本電信電話株式会社の定時株主総会において、同社の取締役を退任する予定であります。  
 5. 木村正治氏および海老沼英次氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。  
 6. 木村正治氏および海老沼英次氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。  
 7. 当社は、現行定款第28条において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。木村正治氏および海老沼英次氏は当社との間で当該責任限定契約を締結しており、両氏が選任された場合は、両氏と当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役田中信義氏、児玉結介氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
①	<p>※十河政史 (昭和29年10月25日生)</p>	<p>平成18年6月 西日本電信電話株式会社静岡支店長 平成19年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ執行役員 総務部長兼監査部長 平成21年7月 同社執行役員総務部長 平成24年6月 当社常務執行役員総務人事部担当部長 平成24年10月 当社常務執行役員総務人事部長兼人事部門長 兼エムズ・ブレインセンタ総務人事サポート 部長 平成25年6月 株式会社ミライト取締役常務執行役員人材開 発部長 当社取締役常務執行役員総務人事部長兼エム ズ・ブレインセンタ総務人事サポート部長 (現在)</p>	7,707株
<p><b>【監査役候補者とした理由】</b> 十河政史氏は、当社および株式会社ミライトの総務・人事など経営管理分野の責任者としての豊富な経験・知見を有することから、今後、取締役の職務執行の監督を遂行するに適任であり、監査役候補者としております。</p>			

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告書

株主  
総会  
参考  
書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
②	こ だま ゆう すけ 児玉 結介 (昭和26年8月9日生)	平成22年6月 株式会社コミュニチュア(現 株式会社ミライト・テクノロジーズ)取締役専務執行役員 企画総務部長兼ビジネスアクセスセンタ所長 兼コンプライアンス室長 平成22年10月 当社取締役常務執行役員総務人事部長兼人事部門長 平成23年10月 当社取締役常務執行役員総務人事部長兼人事 部門長兼エムズ・ブレインセンタ所長 平成24年10月 株式会社ミライト・テクノロジーズ取締役専 務執行役員経営管理本部長兼リスク管理室長 平成25年6月 同社取締役専務執行役員経営企画本部長兼リ スク管理室長 平成26年6月 同社常勤監査役(現在) 当社監査役(現在)	7,137株
<b>【監査役候補者とした理由】</b> 児玉結介氏は、当社および株式会社ミライト・テクノロジーズの総務・人事・リスク管理などの経営管理分野の責任者と監査役としての豊富な経験・知見を有することから、取締役の職務執行の監督を遂行するに適任であり、引き続き監査役候補者としております。			

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、現行定款第39条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、児玉結介氏は当社との間で当該責任限定契約を締結しております。十河政史氏が選任された場合は、同氏と当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であり、児玉結介氏が選任された場合は、同氏と当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・ 上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 【ご参考】独立性判断基準

当社は、適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という）が十分な独立性を有していることが必要だと考えます。

当社は、当社における社外役員の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものと判断いたします。

1. 当社及び当社の連結子会社（以下「当社グループ」という）の出身者（注1）
2. 当社の主要株主（注2）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
  - (1) 当社グループの主要な取引先（注3）
  - (2) 当社グループの主要な借入先（注4）
  - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者（注6）
7. 社外役員の相互就任関係（注7）となる会社の業務執行者
8. 近親者（注8）が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き重要な者（注9）に限る）に該当する者
9. 過去3年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人（以下「業務執行者」という）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注2：主要株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。

主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

注3：主要な取引先とは、当社グループの売上先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は仕入先の連結売上高の3%を超えるものをいう。

注4：主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

(1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから收受している対価が、年間1千万円を超えるときを多額という。

(2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから收受している対価の合計金額が、当該団体の年間売上高又は総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が收受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなす。

注6：当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に関わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。

注7：当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注9：重要な者とは、取締役及び執行役員をいう。

## 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

### 1. 提案の理由

当社ならびに当社の子会社である株式会社ミライト、株式会社ミライト・テクノロジーズ（以下、「当社グループ」といいます。）の取締役および執行役員（社外取締役および非業務執行の取締役を除きます。以下、併せて「当社グループの役員」といいます。）の報酬と当社業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績ならびに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本制度にかかる当社の取締役の報酬等の額および内容については、平成23年6月28日開催の当社定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬等の額（年額3億円以内。ただし使用人給与分は含みません。）とは別枠として設定し、新たな株式報酬を当社の取締役（社外取締役および非業務執行の取締役を除きます。）に対して支給することといたしたく存じます。また、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、当社の取締役会にご一任いただきたく存じます。

現時点において、本制度の対象となる当社の取締役は7名ですが、第2号議案「取締役8名選任の件」のご承認が得られますと、対象となる取締役は6名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額および内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社グループの役員に対して、当社ならびに当社の子会社である株式会社ミライト、株式会社ミライト・テクノロジーズの取締役会が定める役員株式給付規程に従って、原則として当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、当社株式の給付を受ける時期は、原則として当社グループいずれかの役員退任時とします。

#### (2) 本制度の対象者

本制度の対象者は、当社の取締役および執行役員、ならびに当社の子会社である株式会社ミライト、株式会社ミライト・テクノロジーズの取締役および執行役員とします。

ただし、当社および当社グループ会社のいずれにおいても、社外取締役および非業務執行の取締役を除きます。

#### (3) 当社グループが本信託に拠出する金額の上限

当社グループは、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、および当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間をそれぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して必要となる株式を本信託が先行して取得するための資金として、389百万円（内、当社取締役分74百万円）を上限として本信託に拠出いたします。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の

取得資金として389百万円（内、当社取締役分74百万円）を上限として追加拠出を行います。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（当社グループの役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

#### (4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

なお、当初の対象期間につきましては、本信託設定（平成28年8月予定）後遅滞なく、441,000株を上限として取得するものとします。

#### (5) 当社グループの役員に給付される当社株式の具体的な内容

当社グループは、各事業年度に関して、当社グループの役員の役位に応じて付与する基準ポイントをもとに、連結業績を勘案して計算される数のポイントを当社グループの役員に付与します。

1事業年度あたりのポイント数の合計は、147,000ポイント（当社普通株式147,000株相当（内、当社取締役分28,000ポイント、当社普通株式28,000株相当））を上限とします。

なお、当社グループの役員に付与されるポイントは、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

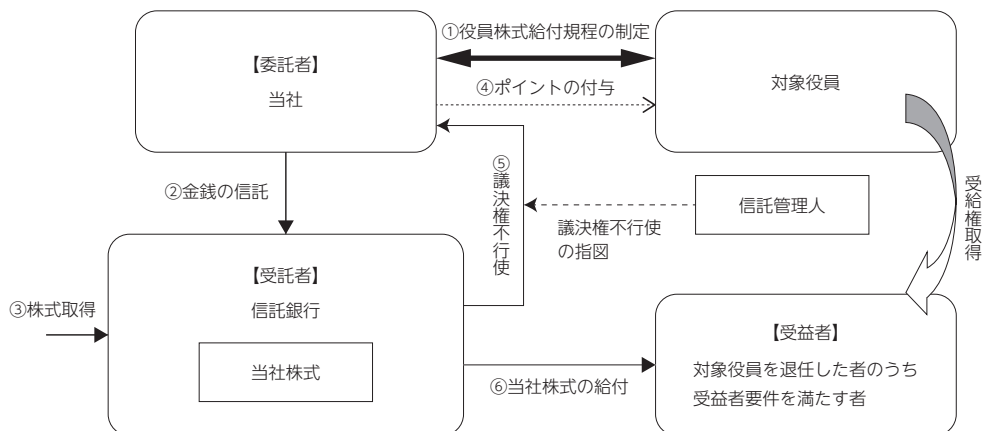
#### (6) 当社グループの役員に対する給付時期

当社グループの役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式について、原則として退任後に本信託から給付を受けることができます。

#### (7) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、原則として当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以上



## ＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotc.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）  
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月27日（月曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

【証券口座に関してのお問合せの株主様へ】

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問合せください。  
なお、特別口座に関するご照会および住所変更等のお届けは、下記の連絡先に照会をお願いいたします。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120(232)711 (フリーダイヤル)  
(月曜日～金曜日 午前9時～午後5時)

## 会場案内図

会場 株式会社ミライト・ホールディングス 7階会議室  
東京都江東区豊洲五丁目6番36号 (〒135-8111)  
(SIA豊洲プライムスクエア内)

### <交通のご案内>

東京メトロ 有楽町線 豊洲駅6a出口 (徒歩約3分)

ゆりかもめ線 豊洲駅 (徒歩約3分)

(注)駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください  
ますようお願い申し上げます。

